

令和2年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却仕様書

この仕様書は、令和2年度大垣市クリーンセンター余剰電力（バイオマス電気・非再生可能エネルギー電気・新エネルギー等電気）の売却（単価契約）に適用する。

1 件名

令和2年度大垣市クリーンセンター余剰電力売却

2 施設概要

(1) 対象施設

大垣市クリーンセンター

(2) 所在地

大垣市米野町3丁目1番地1

(3) 業種及び用途

一般廃棄物処理施設（一般ごみ焼却施設）

3 予定売却電力量

1,887,800 キロワット時

ア 令和2年度 運転計画（案）

資料1のとおり

イ 令和2年度 予定売却電力量

資料2のとおり

ウ 焼却炉稼働実績

資料3のとおり

（平成28年度～令和元年度9月）

エ 月別売却電力量実績①

資料4-1から資料4-4のとおり

（平成28年度～令和元年度9月）

オ 月別売却電力量実績②

資料5のとおり

（平成28年度～令和元年度9月）

カ 時間帯別売却電力量実績

資料6-1から資料6-4のとおり

（平成28年度～令和元年度9月）

4 供給期間

令和2年4月1日0時から令和3年3月31日24時まで

5 受給地点

所在地と同じ

6 送電責任分界点

中部電力株式会社（以下「一般送配電事業者」という。）の53サ485号柱より引き込みの大垣市（以下「甲」という。）所有の大垣市クリーンセンター構内1号柱に施設した甲の区分開閉器電源側接続点

7 財産責任分界点

送電責任分界点に同じ。ただし、取引用電力計（一般送配電事業者財産）は除く。

8 接続電力系統

中部電力株式会社

9 電気方式等

- (1) 電気方式 交流 3 相 3 線式
- (2) 最大受電電力 1,100 キロワット
- (3) 周波数 60 ヘルツ
- (4) 供給電圧 6,600 ボルト
- (5) 標準力率 85%
- (6) 受電方式 1 回線受電

10 発電設備

- (1) 発電機 蒸気タービン発電機
- (2) 燃料 廃棄物
- (3) 定格出力 1,400 キロワット×1 基
- (4) 最大電力 1,400 キロワット

11 その他設備

- (1) 非常用発電機（ディーゼルエンジン発電機） 400 キロボルトアンペア
- (2) ごみ焼却施設（流動床式焼却炉） 80 トン／日×3 炉

12 新エネルギー等電気相当量

発注者の発電設備は、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「RPS法」という。）」における新エネルギー発電設備の認定を受けており、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）附則第12条のRPS法の廃止に伴う経過措置により、発注者から受注者に売却する余剰電力には新エネルギー等電気相当量を含むものとする。

【過去3か年のバイオマス比率】

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
第 1 四半期	46%	53%	51%
第 2 四半期	47%	36%	49%
第 3 四半期	71%	27%	63%
第 4 四半期	39%	56%	42%

13 発電設備の停止期間

令和2年度に予定している焼却設備の停止期間は別紙1 運転計画（案）のとおりである。

14 入札時における契約希望単価

積算内訳書に記載する金額は、予定売却電力量に対する電力量料金の契約希望単価（0.01 円単位で設定する 1kWh 当たりの単価とする。ただし、料金の設定区分に応じて単一の単価とし、消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。なお、積算の根拠となる積算内訳書（別紙）を入札書に添付して提出すること。

※入札額の算出式

次の(1)～(3)の合計とする。なお、各区分については、別紙「大垣市クリーンセンター余剰電力売却契約書（案）」に基づくものとし、各区分における予定売却電力量については、仕様書の資料2 令和2年度予定売却電力量を参照すること。

- (1) 「平日昼間時間（夏季）電力量×平均昼間時間（夏季）電力量の料金単価」
- (2) 「平日昼間時間（その他季）電力量×平日昼間時間（その他季）電力量の料金単価」
- (3) 「その他時間電力量×その他電力量の料金単価」

※料金を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりとする。

- ア 電力量 1 キロワット時の単価の単位
最小単位を 0.01 円とする。
- イ 料金計算における金額の単位
1 円単位とし、1 円未満の端数は切り捨てとする。
- ウ 消費税相当額の単位
1 円単位とし、1 円未満の端数は切り捨てとする。

15 その他

- (1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）における「再生可能エネルギー電気」を含まない。
- (2) 予定売却電力量
 - ア 予定売却電力量は、運転計画（案）の変更、焼却炉及び発電設備の運転状態もしくは故障等により変動する場合があるが、発注者はその予定売却電力に拘束されるものではなく、何らの義務を負うものではないものとする。ただし、大幅に変動が見込まれるときは、速やかに状況等を連絡する。
 - イ 本仕様書の予定売却電力量は、タービン整備等による全炉停止期間等を見込んだ数値である。
- (3) 計量器及び通信装置
 - ア 当施設には、中部電力㈱に対する余剰電力売却に伴い、スマートメーターが設置済である。
 - イ 受注者が料金の算定等に新たに必要な計量器及び通信装置の設置に要する費用は、全て受注者が負担するものとする。また、取付けに関して既設設備で改造等が必要な場合は、一切の費用を受注者にて負担するものとする。
 - ウ 受注者が設置した計量器及び通信装置が不要となった場合は、受注者の負担にてこれを撤去するものとする。
 - エ 受注者が設置する計量器及び通信装置の設置場所は、無償で貸与する。ただし、設置場所等は、事前に発注者と受注者の協議により定めるものとする。
 - オ 受注者が設置した通信装置の消費する電力及び通信に係る費用については、受注者がこれを負担するものとする。
- (4) 本仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- (5) 本仕様書での「売却電力」は、単位時間当りの売却電力量である。